

「**厳選出荷の取組**」の支援内容（詳細版）

産地等（農協、生産部会、卸売業者等）の**取り決め**に基づき、**品質の高いもの**に限定して生産・出荷するなどの工夫をする農業者の取組（**= 厳選出荷**）を支援します。

対象品目

- ・花き ・茶 ・**施設栽培の大葉**、わさび
- ・施設栽培のマンゴー、おうとう、ぶどう

※ 都道府県知事からの協議に基づき、品目が追加される場合があります。

交付単価

- ・取組を行った人数・日数に応じ、1人・1日あたり**2,200円**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、産地等の取り決めの期間に追加や徹底して行った作業が対象

※そのうち、交付の対象となる期間は別途、**国の定める公募要領**で示されます

（第2回公募（～7月末）では、**2月～4月末までの期間**が対象）

＜厳選出荷の作業の例＞

大葉

- 施肥（追肥・葉面散布）
- 防除
- 摘葉
- 灌水管理
- 遮光管理
- 選別・調製 等

農業者に用意いただく資料

- 1 産地等の取り決め内容（出荷量・等級等、期間、作業内容を取り決めたもの）が確認できる資料（指示書、会議記録等）※様式の指定はありません
- 2 厳選出荷の作業を行った日付、作業員名、作業内容が分かる作業日誌
- 3 その他取組の根拠となる参考資料

◆よくある質問◆

Q 「産地等の取り決め」とありますが、農協や生産部会に所属していない場合には対象にはなりませんか。

A 「産地等」には、農協や生産部会のほか、卸売業者や取引相手の実需者、部会等に属さない生産者グループも含まれます。

個人経営体であっても、例えば、新型コロナの影響により出荷先から出荷量・等級の変更等の指示を受けるなどした場合に、追加や徹底して行う作業内容を定めて行った取組は支援対象となります。

※厳選出荷の取組は、高収益作物次期作支援交付金の一部分です

申請の際は、必ず、農林水産省HPで高収益作物次期作支援交付金の要件を確認ください

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html>